

議案第4号

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙長	1回につき	10,600円
開票管理者	1回につき	10,600円
投票所の投票管理者	1回につき	12,600円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,100円
投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	10,700円
投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	5,350円
期日前投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	9,500円
期日前投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	4,750円
選挙立会人	1回につき	8,800円
開票立会人	1回につき	8,800円

」を

「

選挙長	1回につき	10,800円
開票管理者	1回につき	10,800円
投票所の投票管理者	1回につき	12,800円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,300円
投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	10,900円
投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	5,450円
期日前投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	9,600円
期日前投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	4,800円
選挙立会人	1回につき	8,900円

議案第4号-1

開票立会人	1回につき	8,900円
-------	-------	--------

」に、

「

調査委員会	委員	日額	6,000円
いじめ再調査委員会	委員	日額	6,000円

」を

「

いじめ調査委員会	委員長	日額	30,000円
	委員	日額	25,000円
いじめ再調査委員会	委員長	日額	30,000円
	委員	日額	25,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の改正に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬額の改定を行うものです。また、児童、生徒のいじめ問題について迅速かつ適切に事案に対応できるよう、いじめ調査委員会及びいじめ再調査委員会の各委員の報酬額の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表

改正案					現行				
別表第1(第2条, 第6条, 第7条関係)					別表第1(第2条, 第6条, 第7条関係)				
職名		報酬区分	報酬額	旅費(相当する職)	職名		報酬区分	報酬額	旅費(相当する職)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	1回につき	10,800円	
	き		
開票管理者	1回につき	10,800円	
	き		
投票所の投票管理者	1回につき	12,800円	
	き		
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,300円	
	き		
投票所の投票立会人(6時間以上)	1回につき	10,900円	
	き		
投票所の投票立会人(6時間未満)	1回につき	5,450円	
	き		
期日前投票所の投票立会人(6時間以上)	1回につき	9,600円	
	き		
期日前投票所の投票立会人(6時間未満)	1回につき	4,800円	
	き		
選挙立会人	1回につき	8,900円	
	き		
開票立会人	1回につき	8,900円	
	き		
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	1回につき	10,600円	
	き		
開票管理者	1回につき	10,600円	
	き		
投票所の投票管理者	1回につき	12,600円	
	き		
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,100円	
	き		
投票所の投票立会人(6時間以上)	1回につき	10,700円	
	き		
投票所の投票立会人(6時間未満)	1回につき	5,350円	
	き		
期日前投票所の投票立会人(6時間以上)	1回につき	9,500円	
	き		
期日前投票所の投票立会人(6時間未満)	1回につき	4,750円	
	き		
選挙立会人	1回につき	8,800円	
	き		
開票立会人	1回につき	8,800円	
	き		
(略)	(略)	(略)	(略)

いじめ調査委員会	委員長	日額	30,000円	
	委員	日額	25,000円	
いじめ再調査委員	委員長	日額	30,000円	
会	委員	日額	25,000円	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

調査委員会	(新設)	(新設)	(新設)	
	委員	日額	6,000円	
いじめ再調査委員	(新設)	(新設)	(新設)	
会	委員	日額	6,000円	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第4号資料-4

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)